

第 92 号議案

豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例及び豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例及び豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、所要の整備を行う必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例及び豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第1条 豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊後大野市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。